

令和6年度磐南浄化センター
次亜塩素酸ナトリウム購入（1t当り）単価契約

特記仕様書

1. 薬品名

低食塩次亜塩素酸ナトリウム

2. 規格

以下の規格を満たし、下水道処理施設の処理水の消毒に適したものとする。

項目	規格
有効塩素濃度	12%以上
塩化ナトリウム	4%以下
遊離アルカリ	2%以下

3. 用途

放流水消毒用

4. 購入予定量

約 210t（1回の購入量：7t 程度）

参考：令和4年度実績約 210t 状況によって増減有

5. 納入場所

静岡県磐田市小中瀬 956 番地 1 磐南浄化センター

6. 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7. 契約内容

単価契約（1t 当り）

但し、運搬費等一切の諸経費を含むものとする。

8. 納入方法

- ① 納入日時は指定された日時とすること。
- ② 納入量は指定された量とする。天候、休日の状況によって納入量は変更することがある。
また、納入時は職員もしくは維持管理業務受託者が立会い検収し、双方の確認のもと行うこととする。
- ③ 納入の都度、公認計量所が発行する計量証明書及び製造業者が発行する成分分析表（有効塩素濃度、塩化ナトリウム濃度、遊離アルカリ濃度、比重）を提出すること。
- ④ 都合により納入ができない期間がある場合は、2週間前までに書面により通知すること。
- ⑤ 発注者は必要に応じて、本特記仕様書の記載の規格等に適合しているか試験を行うものとする。
- ⑥ 発注者が試験を行った結果、本特記仕様書の記載に規格等に適合しないことが判明した場合は、受注者の責任と負担により取り換えるものとする。
- ⑦ 運搬については、タンクローリー車にて圧送して、確実に貯留タンクに供給すること。

9. 支払方法

当月の納入量に基づいて請求書を提出し、請求を受けた日から翌月の月末までに支払うものとする。

10. 提出書類

納入者は、契約締結後、次の書類を2部担当者に提出すること。

なお、内容に変更が生じた場合も同様とする。

- ① 納入責任者届
- ② 製造業者届
- ③ 契約期間内の休日予定表
- ④ 緊急連絡表
- ⑤ SDS（安全データシート）

11. その他

- ① 特記仕様書に記載のないものについては、磐南浄化センター業務委託一般仕様書 (<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/bannan/pdf/ippanshiyousho.pdf>) に準拠する。
- ② あらかじめ、受入口の確認をしておき、業務に支障が無いよう注意して作業を行うこと。
- ③ 納入は薬品の取り扱いに慣れたもの、もしくは、薬品の特徴を熟知したものが行い、納入時において、装置、建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担において原状回復するものとする。
- ④ 本特記仕様書に明記されていない事項については発注担当者と協議すること。

8. 納入方法

- ① 納入日時は指定された日時とすること。
- ② 納入量は指定された量とする。天候、休日の状況によって納入量は変更することがある。
また、納入時は職員もしくは維持管理業務受託者が立会い検収し、双方の確認のもと行うこととする。
- ③ 納入の都度、公認計量所が発行する計量証明書及び製造業者が発行する成分分析表（有効塩素濃度、塩化ナトリウム濃度、遊離アルカリ濃度、比重）を提出すること。
- ④ 都合により納入ができない期間がある場合は、2週間前までに書面により通知すること。
- ⑤ 発注者は必要に応じて、本特記仕様書の記載の規格等に適合しているか試験を行うものとする。
- ⑥ 発注者が試験を行った結果、本特記仕様書の記載に規格等に適合しないことが判明した場合は、受注者の責任と負担により取り換えるものとする。
- ⑦ 運搬については、タンクローリー車にて圧送して、確実に貯留タンクに供給すること。

9. 支払方法

当月の納入量に基づいて請求書を提出し、請求を受けた日から翌月の月末までに支払うものとする。

10. 提出書類

納入者は、契約締結後、次の書類を2部担当者に提出すること。

なお、内容に変更が生じた場合も同様とする。

- ① 納入責任者届
- ② 製造業者届
- ③ 契約期間内の休日予定表
- ④ 緊急連絡表
- ⑤ SDS（安全データシート）

11. その他

- ① 特記仕様書に記載のないものについては、磐南浄化センター業務委託一般仕様書 (<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/bannan/pdf/ippanshiyousho.pdf>) に準拠する。
- ② あらかじめ、受入口の確認をしておき、業務に支障が無いよう注意して作業を行うこと。
- ③ 納入は薬品の取り扱いに慣れたもの、もしくは、薬品の特徴を熟知したものが行い、納入時において、装置、建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担において原状回復するものとする。
- ④ 本特記仕様書に明記されていない事項については発注担当者と協議すること。